最低賃金引上げの支援策

~最低賃金改定前の申請をご検討ください~

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、 設備投資等を行った中小企業に、 その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃 金引上げのための生産性向 上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円~130万円
45円コース	45万円~180万円
60円コース	60万円~300万円
90円コース	90万円~600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金 労働者5名の時給を45円引き上げた 場合、設備投資にかかった費用に対 し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上 に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ 労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後

検索

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。 パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定 した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

1人当たりの助成額(大企業の場合は2/3) 1事業所あたりの ト限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計 画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の 改定をした場合も助成対象

